平成２５年（フ）第８８５号
神戸市灘区灘北通６丁目２番９号　睦マンション501号室、従前の住所神戸市長田区大橋町９丁目１番19―503号
債務者　野内　真央
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８３号
神戸市中央区下山手通８丁目15番19―206号
債務者　近藤　博司
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７３号
神戸市北区有野台２丁目９番　有野台公社賃貸住宅２―401号
債務者　川畑　里里（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県伊丹市下河原１丁目９番17―205号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目40番地７
債務者　新垣　政光
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野2126番地46
債務者　平岡　繁明
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１２６号
福島市松川町美郷１丁目２―５　メロディハウス　メゾフォルテ102、住民票上の住所福島市松川町水原字中遠谷地21番地
債務者　斎藤　由美（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１６９号
名古屋市北区西味鋺４丁目517番地　市営西あじま荘６棟507号
債務者　森川　治男
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０６号
名古屋市千種区豊年町12番11号　キャトルセゾン田内404号
債務者　平井真葵こと　呉　　眞葵
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
山口県下関市豊浦町大字黒井2347番地２　サンライズＢ棟201号、前住所山口県下関市豊浦町大字黒井1675番地１
債務者　奥村　優一
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
高知県土佐清水市グリーンハイツ17番19号
債務者　永野　祐治
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第９８号
大分市都町３丁目６番23号　グランハイツ都１階101号室、住民票上の住所大分県別府市大字南立石1739番地の７
債務者　宮崎　将広
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
大分市新川町２丁目５番38号　ビューハイム新川101
債務者　稗田スミヱ
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
松江市東出雲町錦新町７丁目６番６―202号
債務者　徳武　　純
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
静岡県富士市水戸島１丁目５番44号
債務者　宮原　惠二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３５２８号
東京都江戸川区中葛西１丁目４―20―101
債務者　正木　直仁
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５２９号
東京都江戸川区春江町２丁目43―４　フレシール春江Ⅲ201
債務者　地本　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５７４号
東京都葛飾区水元４丁目13―25
債務者　齊藤　福司
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部